都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

	予算科	4目	内容	決算額		
1 款 町税	5項 都市計画税	1目 都市計画税	現年課税分	321, 716		
			滞納繰越分	1, 391		
計						

歳出 (単位:千円)

	予算科目		事業	事業費	財源内訳			都市計画税
					国県支出金	その他	一般財源	充当可能経費
8款土木費	4項 都市計 画費	1目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事 務費	2, 104			2, 104	0
			都市整備課職員人件 費	45, 802	98	467	45, 238	1, 328
			都市整備課(事業費 支弁)職員人件費	9, 398			9, 398	9, 398
		2目 街路事 業費	小渕江南線整備事業 費	5, 321	783		4, 538	0
		3目 下水道 費	下水道事業費	363, 778			363, 778	363, 778
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	11, 424			11, 424	0
12款 公債費	1項 公債費	1目 元金	町債償還元金 (都市計画事業に係 る償還元金)	2, 766			2, 766	2, 766
		2目 利子	町債等償還利子 (都市計画事業に係 る償還利子)	53			53	53
計			440, 646	881	467	439, 299	377, 323	